

	通常の雇用	シフト制	スポットワーク	業務委託	個人タクシー
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>1日約8時間、週5日の雇用契約（正社員）</li> </ul>	シフト制のアルバイト（雇用契約） 例：1時間前まで調整可能なシフト制(4時間単位)	<ul style="list-style-type: none"> <li>稼働日or時間毎※の雇用契約（スポットワーク）</li> <li>※ 理論的には配車単位も考えられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>配車毎に事業者と業務委託契約（自営業）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>タクシー、ハイヤーの乗務経験10年以上等の要件の下、自由に就業。（令和5年4月末現在約2.7万人。）</li> </ul>
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>就業の自由：小（固定された勤務時間）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>就業の自由：中（「週1日以上、1日3時間以上」といった制約※）</li> <li>※ 現実にシフト設定可能か疑問視する意見有。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>就業の自由：大（都度の雇用契約締結）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>就業の自由：大（「この瞬間働きたい」に対応。終業時間も選択可能）</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>車両、燃料費等は通常、事業者負担。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>車両、燃料費等のドライバー負担の有無・程度は多様</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>車両、燃料費等は通常、自己負担。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者の指揮監督による安全確保（待遇、運転方法、悪天候時の対応等）</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>自律的に安全管理（適切な安全管理を行わないドライバーに発注なし）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自律的に安全管理</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者は割増賃金の支払に係る労働時間の通算管理が必要</li> <li>必要数を確保困難。雇用のため本業先から副業が認められにくい。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>本業との通算管理は不要。</li> <li>雇用より副業が認められやすい。</li> </ul>	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>現行ルール上、「日雇い」と位置づけられ不可</li> <li>教育・研修を契約の都度雇用先で受ける必要。（自家用車活用事業も援用）</li> </ul>		

未定稿	タクシー	(参考) 自家用有償旅客運送	安全確保等のための代替措置 (イメージ)
引受義務・運送順序	引受義務あり。申込み順に運送（道路運送法13条・14条）。	規定なし。	ドライバー諾否の自由（引受義務免除-3号に引受義務を援用せず）
研修・適性診断の受診	雇入れ後、研修・適性診断後に運転者として選任（運輸規則36条2項）。	大臣認定講習受講者が運転者となることができる（施行規則51条の16）。	所定の運転歴を有する者に登録を限定。主体をタクシー会社に限定せず登録時・定期研修を実施。
点呼等	対面又は対面と同様の効果を有する遠隔点呼（自宅点呼も可）。（運輸規則24条。点呼告示4条）	対面でなくとも適当と認められた方法による必要事項の確認（施行規則51条の22、処理方針P16）	稼働前・稼働中に、アプリの顔認証技術で本人確認。稼働前に体調・車両点検に関してアプリ上で回答
過労防止	勤務時間・乗務時間の設定・遵守（運輸規則21条）	長距離・夜間運転時の代替要員確保（施行規則51条の20）	アプリにより長時間運転した者に注意喚起。所定の時間を超過して運転した場合、発注停止。
異常気象時	輸送の安全のための必要な措置（運輸規則20条）	輸送の安全のための必要な措置（施行規則51条の21）	アプリによる注意喚起。運行継続が危険な場合、該当エリアの配車停止。
業務記録	運転者が業務記録作成。運行記録計による記録の許容。（運輸規則25条）	運転者が業務記録作成（施行規則51条の22）	業務の開始・終了時点、旅客が乗車した区間等、アプリにより把握可能な事項の記録を不要とする。
指導監督	従業員に対する指導監督義務（運輸規則38条）	規定なし。	事業者による指揮監督ではなく、相互評価、アプリの通報システムによりドライバーの質を担保。